

練馬区 1 歳児 1 年保育事業実施要綱

平成 28 年 8 月 29 日
28 練教こ保第 1347 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、保育所、家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）の利用が保留となっている 1 歳児への緊急的な対応として、保育所等の利用が決まるまでの間、児童を一定程度継続的に保育することにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、つぎの各号に定めるところによる。

- (1) 1 歳児 1 年保育とは、練馬区教育委員会または練馬区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）から委託を受けた事業者等が、当該年度の 4 月 1 日において満 1 歳の児童について、最長、当該年度の 3 月 31 日まで継続的に保育を行うことをいう。
- (2) 家庭的保育事業等とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業をいう。
- (3) 保護者とは、親権者、後見人その他の者で、現に児童を監護し、かつ、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有するものをいう。

(利用できる者)

第 3 条 1 歳児 1 年保育を利用できる者は、1 歳児 1 年保育の利用を開始した日（以下「利用開始日」という。）においてつぎに掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 区内に住所を有し、集団保育が可能な、利用開始日の属する年度の 4 月 1 日において満 1 歳の児童であること。
 - (2) 練馬区保育実施条例施行規則（平成 10 年 2 月練馬区規則第 3 号）第 2 条第 1 項に定める保育所等の利用の申込みが有効であり、かつ、保育所等の利用が保留となっていること。
 - (3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1157 号）に規定する認証保育所または企業主導型保育事業費補助金実施要綱（令和 5 年 6 月 27 日こ成保第 70 号）に規定する企業主導型保育事業を利用していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、同項各号に掲げる要件を満たさない児童についても利用することができる。

(実施施設および定員)

第4条 1歳児1年保育を行う実施施設（以下「実施施設」という。）の名称および位置ならびに定員は、こども家庭部長（以下「部長」という。）が別に定める。

（実施日および実施時間）

第5条 1歳児1年保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、つぎに掲げる日は実施しない。

（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日

（2） 1月2日、同月3日および12月29日から同月31日まで

2 1歳児1年保育の実施時間は、部長が別に定める。

（利用の申込み）

第6条 1歳児1年保育の利用を希望する保護者は、1歳児1年保育利用申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を教育長に提出しなければならない。

（利用の内定）

第7条 教育長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査し、1歳児1年保育を行う対象の児童を内定するものとする。

2 前項の規定により内定しようとする児童の数が第4条に規定する定員を超えるときは、練馬区保育実施条例施行規則第3条に定める保育指数および調整指数を合算して得た指数に準じ、選考を行うものとする。

3 教育長は、前2項の規定により内定したときは、当該児童の氏名、住所その他の必要事項を実施施設の長に通知するものとする。

（面接および健康診断）

第8条 前条第3項の規定により通知を受けた実施施設の長は、前条の規定により内定した児童（以下「内定児童」という。）およびその保護者と面接を行い、当該児童に嘱託医による健康診断を受けさせるものとする。

2 教育長は、特別の事情があると認めるときは、前項の健康診断を受けさせず、または、1歳児1年保育の開始後に受けさせることができる。

（利用の決定）

第9条 教育長は、前条第1項の面接および健康診断の結果を勘案し、内定児童について1歳児1年保育を行うことの可否を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により内定児童について1歳児1年保育を行うことを決定したときは、その旨を1歳児1年保育利用決定通知書（第2号様式）により当該内定児童の保護者および実施施設の長に通知するものとする。

（利用の辞退および中止）

第10条 前条第2項の規定により通知を受けた児童（以下「対象児童」という。）の保護者は、1歳児1年保育の利用を利用開始日までの間に辞退しようとするときは、辞退しようとする月の前月の末日までに、利用開始後に中

止しようとするときは、中止しようとする月の前月の20日までに、1歳児1年保育利用辞退・中止届（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。（利用決定の取消し）

第11条 教育長は、対象児童またはその保護者が、利用開始日までの間に、つぎのいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申込書によって第9条第1項の規定による決定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 保育を必要とする理由が消滅したとき。
- (4) 保育を必要とする理由がないと判明したとき。
- (5) 病気、障害その他の事情により1歳児1年保育を受けることが困難になったとき。
- (6) 保護者から利用の辞退の申出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により第9条第1項の規定による決定を取り消したときは、その旨を1歳児1年保育利用決定取消通知書（第4号様式）により対象児童の保護者に通知するものとする。

（利用の解除）

第12条 教育長は、対象児童またはその保護者が、利用開始後に、つぎの各号のいずれかに該当した場合は、利用を解除することができる。

- (1) 偽りの申込書によって第9条第1項の規定による決定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 保育を必要とする理由が消滅したとき。
- (4) 保育を必要とする理由がないと判明したとき。
- (5) 次条に定める利用料を納付しないとき。
- (6) 病気、障害その他の事情により1歳児1年保育を受けることが困難になったとき。
- (7) 保護者から利用の中止の申出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により1歳児1年保育の利用を解除したときは、その旨を1歳児1年保育利用解除通知書（第5号様式）により対象児童の保護者に通知するものとする。

（利用料）

第13条 対象児童の保護者は、実施に係る利用料として別表に定める利用料を負担しなければならない。

（利用料の減額および免除）

第14条 前条の規定にかかわらず、教育長は、対象児童の保護者の属する世帯がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、利用料を減額または免除することができる。

- (1) 生活保護受給世帯に該当した場合免除

(2) 児童扶養手当受給世帯に該当した場合 前条に定める利用料から
10,000 円減額

(3) 災害その他緊急をやむを得ない場合として区長が別に定める場合 区
長が認める額

2 前項の規定により利用料の減額または免除の対象となる保護者は、1 歳児
1 年保育利用料減額・免除申請書（第 6 号様式）に前項各号のいずれかに該
当することを証明する書類を添えて、教育長に申請するものとする。ただし、
教育長が特に必要と認めるときは、1 歳児 1 年保育利用料減額・免除申請書
の提出を省略することができる。

3 教育長は、前項の申請に対し、減額または免除を承認したときは、その旨
を 1 歳児 1 年保育利用料減額・免除承認書（第 7 号様式）により通知するも
のとする。

(利用料の支払い)

第15条 対象児童の保護者は、1 歳児 1 年保育を利用した月の月末までに当月
分の利用料を教育長の指定する方法で支払わなければならない。

(利用区分の変更)

第16条 対象児童の保護者が 1 歳児 1 年保育の利用区分（別表に規定する利用
区分をいう。以下同じ。）を変更することを希望するときは、1 歳児 1 年保
育利用区分変更申込書（第 8 号様式。以下「利用区分変更申込書」という。）
を、利用区分の変更を希望する月の前月の 20 日までに教育長に提出しなけれ
ばならない。

(利用区分の変更の承認)

第17条 教育長は、前条の利用区分変更申込書の提出があった場合において利
用区分の変更を承認したときは、その旨を 1 歳児 1 年保育利用区分変更決定
通知書（第 9 号様式）により対象児童の保護者に通知するものとする。

(利用区分変更承認の取消し)

第18条 教育長は、対象児童またはその保護者がつぎのいずれかに該当すると
きは、前条の規定による承認（以下この条において「変更承認」という。）
を取り消すものとする。

(1) 偽りの利用区分変更申込書によって変更承認を受けたとき。

(2) 病気、障害その他の事情により変更後の利用区分による 1 歳児 1 年保
育を受けることが困難になったとき。

2 教育長は、前項の規定により変更承認を取り消したときは、その旨を 1 歳
児 1 年保育利用区分変更承認取消通知書（第 10 号様式）により対象児童の保
護者に通知するものとする。

(申込内容の変更)

第19条 保護者が、申込内容（利用区分を除く。）を変更することを希望するときは、1歳児1年保育利用申込内容変更届（第11号様式）を教育長に提出しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱の施行に関して必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

2 当分の間、対象児童の保護者が負担する令和7年9月分以後の月分の利用料は、第13条の規定にかかわらず、零とする。

付 則（平成28年9月23日28練教こ保第1418号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則（平成29年2月10日28練教こ保第2673号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年2月6日29練教こ保第3157号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条から第11条までおよび第14条の規定は、平成30年2月16日から施行する。

付 則（平成30年7月11日30練教こ保第1111号）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則（平成31年1月31日30練教こ保第3139号）

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

付 則（令和2年2月3日1練教こ保第3342号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第3の規定は令和元年10月1日から適用し、第1号様式の規定は令和2年2月14日から施行する。

付 則（令和2年5月1日2練教こ保第452号）

1 この要綱は、令和2年5月7日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

2 この要綱による改正後の練馬区1歳児1年保育事業実施要綱の規定は、令和2年5月分以後の月分の利用料について適用し、同年4月分以前の月分の利用料については、なお従前の例による。

付 則（令和3年2月1日2練教こ保第3396号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月15日3練教こ保第2963号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1号様式の規定は令和4年2月15日から施行する。

付 則（令和5年2月3日4練教こ保第2595号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日4練教こ保第3398号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年9月5日5練教こ保第1149号）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3の表の規定（子ども・子育て支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもに該当する児童に係る部分に限る。）は、同年4月1日から適用する。

付 則（令和6年1月31日5練教こ保第2399号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年1月29日6練教こ保第2178号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第1号様式は、同年2月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区1歳児1年保育事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和7年7月29日7練教こ保第670号）

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。ただし、改正後の第1号様式の規定は、令和7年8月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区1歳児1年保育事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表（第13条関係）

利用区分	利用時間（1日当たり）	月額利用料
短時間利用	8時間以内	35,000円（うち、給食費6,000円）。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもに該当する児童および第2子以降の児童については零とする。
標準時間利用	8時間を超え11時間以内	45,000円（うち、給食費6,000円）。ただし、子ども・子育て支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもに該当する児童および第2子以降

		の児童については零とする。
--	--	---------------

備考 この表において「第2子以降」とは、住民税課税世帯の特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の子どもをいう。